

特別回報

外航組合員各位

ロシア産原油・石油製品に係る上限価格措置（プライスカップ制度）－宣誓書提出のお願い

本年 9 月、世界的なエネルギー価格の高騰を防ぎつつ、ロシアのエネルギー収入を減少させることを目的として、G7 財務大臣間で「プライスカップ制度（一定の価格を超えるロシア産原油・石油製品の海上輸送等に関連するサービスを禁止し、一定の価格以下のロシア産原油・石油製品に関連するサービスは禁止の対象外とする措置）」が合意されました。

この合意に従い、2022 年 12 月 5 日、財務省は[外国為替令を改正する告示](#)およびプライスカップ制度に関する [Q&A](#) を公表しました。

当該告示により、2022 年 12 月 5 日以降、「上限価格」を上回るロシア産原油を輸送する船舶に対する当組合の保険提供は、原則禁止となります（ロシア産の石油製品については、2023 年 2 月 5 日以降の保険提供が禁止されます）。上限額以下の原油・石油製品を（輸入が禁止されていない国へ）輸送する船舶に対する保険の提供は、組合員の皆さまから事前に宣誓書（Attestation）を頂戴した場合のみ、可能となります。

- 対象貨物は、ロシア原産の原油（HS コード 2709.00）および石油製品（同 2710）です。
- 原油の上限価格は、2022 年 12 月 5 日現在、1 バレルあたり 60 米ドル（FOB 価格）です。石油製品の上限価格は未公表です。なお、価格は状況に応じて改定される可能性があります。
- 積出地にかかわらず、ロシアを原産地とする原油・石油製品が対象です。ロシア産の原油と他国産の原油を混ぜたものも対象となります。ロシア産の原油を A 国で石油製品に精製し、当該石油製品を B 国に輸送する場合、4 桁コードが最終的に変更された場所を原産地と整理しますので、A 国→B 国への輸送は当該措置の対象外です。
- 当該措置は、2022 年 12 月 5 日より前に船積みされ、2023 年 1 月 19 日より前に荷揚げされるロシア産原油には適用されません。
- サハリン 2 プロジェクトで生産された原油等は、規制の対象外となりますが、宣誓書に加え、サハリン 2 プロジェクトで生産された原油等であることの証明として経済産業大臣の確認証を当組合へ提出する必要があります。

12 月 5 日現在、プライスカップ制度には G7 各国（EU 含む）およびオーストラリアが参加しています。したがって、当組合のみならず、参加国の管轄下にある国際 P&I グループ（IG）加盟クラブや IG 再保険に参加している商業保険者も、当該措置の影響を受けることになります。

2022 年 12 月 5 日以降に上限価格以下のロシア産原油の輸送に従事される可能性のある組合員、および 2023 年 2 月 5 日以降に上限価格以下のロシア産石油製品の輸送に従事される可能性のある組合員の皆様におかれましては、添付の宣誓書（Attestation）を当組合へ提出いただきますようお願いいたします（紙版ではなく PDF 版で構いません）。なお、原油・石油製品の価格が定められた上限価格を超える

場合は、財務大臣が許可した特別なケースを除き、保険を提供することができませんのでご注意ください。

また、プライスカップ制度の対象となるサービスには、「保険」だけではなく「海運」も含まれています。日本法の適用を受ける組合員におかれましては、当組合への宣誓書の提出の他に、「海運サービス提供者」として告示で求められている条件を満たす（すなわち、荷主から価格情報を入手する、または困難な場合は取引相手から宣誓書を取り付ける）必要がありますので、ご注意ください。

以上

添付資料：宣誓書（Attestation）のサンプルフォーム

Issued to:

Name of P&I Club

Address of P&I Club

PRICE CAP ATTESTATION FOR RUSSIAN ORIGIN OIL

1. The Assured represents and warrants that for any provision of services related to the maritime transportation of Russian origin oil or petroleum products by any party entitled to cover has been, is, and will be in compliance with the price cap policy administered and enforced by the governments of the United Kingdom, the United States, the European Union and its Member States, including their allies and partners such as Japan and Norway. The Assured represents and warrants that it has not taken and will not take any action with the effect or purpose of evading, circumventing, or attempting to violate the price cap policy.
2. The Assured shall provide to the Club information and documentation related to compliance with the price cap policy, including any relevant attestation and/or proof of reporting provided by a Tier 1 or Tier 2 actor, as quickly as practicable upon request and in no case later than five business days of the request.
3. In the event the Assured becomes aware of circumstances that provide reasonable cause to suspect that it may have been or may be involved in any activity contrary to the price cap policy, the Assured shall immediately notify the Club of such circumstances. The Club may notify relevant authorities of information that provides a reasonable cause to suspect that a violation of the price cap policy has taken place.
4. The Club shall not indemnify an Assured against any liabilities, costs or expenses where the provision of cover, the payment of any claim, or the provision of any benefit in respect of those liabilities, may expose the Club to risk of violation of the price cap policy. In the event the Club determines that a violation of the price cap policy has

taken place, the Club may immediately terminate the policy and will have no liability whatsoever under the policy beyond what is permitted by applicable law.

5. The Assured and the Club will retain the executed version of this attestation for five years.

Policy Number or other reference

Insured name

Insured address

Represented by (name)

Position of representative

Signature

Date of signature